省　令

○総務省令第十二号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十五日　総務大臣　武田　良太

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令（昭和三十七年自治省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 3　令和二年七月豪雨による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「／八　なりわい再建支援事業（国の補助率が三分の二の場合に限る。）／九　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策／」とする。	**附　則** ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四号

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第百十一条の二第五項並びに第百二十三条の十第四項、第十六項第一号及び同号ロ並びに第十七項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十の三第二項第一号ロ及び第三十九条の百十第二項第一号ロの規定に基づき、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十五日　財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の九中「の交付につき給付され、又は消滅した債権の額（令第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額）」を「に係る同項に規定する消滅債権の額（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める金額）」に、「令第百十一条の二第四項に規定する費用の額は、当該債権」を「同項に規定する費用の額は、当該消滅債権」に改める。

第二十七条の十六第一項第一号中「及び次項」を削り、同条第三項中「第百二十三条の十第十五項第一号ロ」を「第百二十三条の十第十六項第一号ロ」に改め、同項第一号中「第百二十三条の十第十五項第一号」を「第百二十三条の十第十六項第一号」に改め、同項第二項中「第百二十三条の十第十五項第一号」を「第百二十三条の十第十六項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令第百二十三条の十第十五項の非適格合併等が分割型分割に該当する場合における同項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる金額に第一号に掲げる割合を乗じて計算した金額と同項第一号に掲げる金額から当該計算した金額を控除した金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額その他の合理的な方法により計算した金額とする。

一　一から当該非適格合併等に係る令第二十三条第一項第二号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に規定する割合を控除した割合

二　令第百二十三条の十第十五項第一号の特定報酬株式の交付の日から当該特定報酬株式に係る役務の提供の終了の日（当該特定報酬株式が法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式である場合には、令第百十一条の二第一項第一号（譲渡制限付株式の範囲等）に規定する譲渡制限期間終了の日）までの期間の日数のうちに当該交付の日から当該非適格合併等の日の前日までの期間の日数の占める割合（当該割合が一を超える場合には、一）

別表十四㈢の表中「給付され、又は消滅した債権の額」を「消滅債権の額」に改める。

別表十六(十一)の表中「非適格合併等対価額がある場合又は令第123条の10第15項各号に該当しない場合」を「非適格合併等対価額がない場合で令第123条の10第15項第１号に該当する場合」に、「非適格合併等対価額がある場合又は令第123条の10第16項各号に該当しない場合」を「非適格合併等対価額がない場合で令第123条の10第16項第１号に該当する場合」に改め、同表の記載要領第四号中「第123条の10第15項第１号ロ」を「第123条の10第16項第１号ロ」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の九の三第１号及び第二十二条の七十三の二第１号中「新株予約権」の下に「及び株式引受権」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年三月一日から施行する。

（法人税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（法人税法施行規則等の一部改正）

3　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中法人税法施行規則第二十七条の十五の二の改正規定の次に次のように加える。

第二十七条の十六第二項第一号中「又は連結個別資本金等の額」を削る。